

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2019年2月26日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区南青山一丁目1番1号
不動産投資信託証券発行者名 アクティビア・プロパティーズ投資法人
(コード: 3279)
代表者の役職・氏名 執行役員

(署名)

村山 和幸



本投資法人の執行役員である村山和幸は、本投資法人の2018年6月1日から2018年11月30日までの第14期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用、資産の保管その他投信法により第三者に委託しなければならないとされる業務を第三者に委託しています。本投資法人は、第14期決算期末時点において、資産の運用に係る業務等を東急不動産リート・マネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営、計算、会計帳簿の作成等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社(以下「一般事務受託者」といいます。)に、投資法人債に係る業務を株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社にそれぞれ委託しています。また、本投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

第14期における有価証券報告書は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、当該有価証券報告書の作成及び提出の業務の委託を受けた本資産運用会社にて、有価証券報告書作成に必要な情報を加味した上で、原案を作成しています。

作成された原案については、法律に関する記載内容及び税務に関する記載内容について、それぞれ法律事務所及び税理士法人による助言を受け、会計に関する部分については会計監査人の監査を受けた上で、執行役員である私が内容を確認し、提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

私が当該有価証券報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりです。

- (1) 本投資法人の会計監査人より、会計に関する記載内容について金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づき監査証明を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ、監査報告書を受領していること。
- (2) 法令に関する記載内容について、長島・大野・常松法律事務所による助言及び適法性の確認を受けていること。
- (3) 税務に関する記載内容について、EY税理士法人による助言及び適切性の確認を受けていること。
- (4) 一般事務受託者により適切に作成、提出された会計帳簿に基づき、本資産運用会社にて本投資法人の経理規程等に沿った合理的なものであることを確認した上で、当該有価証券報告書が作成されることを確認していること。
- (5) 有価証券報告書を適正に作成するため、本投資法人に関する重要な事項については、適宜、本資産運用会社から本投資法人の役員会において報告を受けるとともに、当該報告内容と当該有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認していること。
- (6) 本資産運用会社において、職務権限規程及び情報開示規程等の本資産運用会社の社内規程に基づき有価証券報告書の開示を行う際の業務分担及び手順を明確に定めており、適切な開示体制が整備されていることを確認していること。また、開示が適切かつ迅速に実施していることを、適宜、本資産運用会社の取締役会及び本投資法人の役員会に対し報告が行われていることを確認していること。
- (7) 本投資法人及び本資産運用会社において、本投資法人の業務運営が十分に実施されるための内部管理体制を適切に構築し、維持していること及びその有効性について確認していること。

以 上